

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
140	②事務の効率化について ア) 登記情報の入手方法について （措置の方向性について） 登記情報の電子データでの入手は、実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。 （現時点での措置状況について） 盛岡地方法務局の意向によるところが大きいですが、今後も事務の効率化、事務の正確性を向上させることができるものであり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的に働きかけを行われたい。	今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国や県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。 （資産税課）	○措置済 登記情報等の電子データの受渡しについて、令和2年1月からL G W A N及び政府共通ネットワークを通じたオンライン化となったことから、運用に向け追加機能の改修が必要になったため、仕様について法務局と協議をし、システム業者と運用に係る機能の拡充について確認し、改修を進めました。 令和4年1月から、本格的にシステムの運用を開始する予定となっております。 （資産税課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。